

第四次長野市男女共同参画基本計画 実施事業一覧表

基本的な方向	施策体系区分				実施事業				No.	
	施策	具体的施策	内容	担当課	事業項目	事業概要	令和3年度 事業計画	令和3年度 実施結果		
I【学び】 男女共同参画を推進するための意識づくり	①男女共同参画意識の醸成	1 意識調査の実施と分析	広く市民を対象に、男女共同参画に関する意識調査を行い、その結果を分析し、男女共同参画の施策に反映します。	人権・男女共同参画課	「男女共同参画に関する意識と実態調査」等の実施	・「男女共同参画に関する意識と実態調査」等を実施し、今後の男女共同参画施策に反映させる。	・男女共同参画に関する市民意識と実態調査 〔調査対象〕 長野市に在住する18歳以上75歳未満の男女各1,000人（計：2,000人）	・男女共同参画に関する市民意識と実態調査 〔調査対象〕 長野市に在住する18歳以上75歳未満の男女各1,000人（計：2,000人）	・男女共同参画に関する市民意識と実態調査 〔調査対象〕 長野市に在住する18歳以上75歳未満の男女各1,000人（計：2,000人） 〔抽出方法〕 長野市住民基本台帳より単純無作為抽出 〔調査時期〕 令和3年6月24日から令和3年7月6日まで 〔回収状況〕 719票（回収率36.0%）	1
		2 情報の収集と提供	男女共同参画に関する各種資料、国際的な動向などの情報を収集し、男女共同参画センターの情報収集機能の充実を図ります。また、市民が男女共同参画について理解を深め、実践につなげるための情報を提供します。	人権・男女共同参画課	情報の収集・提供	・インターネットにより、男女共同参画に関する情報を収集する。 ・本市の実施した調査結果、講座等の案内、啓発リーフレット、国際社会の動向等男女共同参画に関する情報をホームページに掲載する。 ・国・県・他市町村等の刊行物等の収集、男女共同参画に関する図書等を購入手、男女共同参画センター情報コーナー等での閲覧及び貸出を行う。	・ホームページによる情報提供 ・関連図書等の収集・提供 ・啓発ビデオ・DVD等の紹介	・ホームページで随時情報を提供 ・情報コーナー 図書購入 11冊 寄贈 15冊 ・啓発用ビデオ・DVD 購入 3本 貸出 6本	2	
		3 講演会や講座等の開催	性別による固定的な役割分担意識の是正のための講演会、講座等を開催し、男女共同参画についての理解を深める啓発活動に努めるとともに、メディア・リテラシーの向上や女性のエンパワーメントを図ります。	人権・男女共同参画課	男女共同参画センター企画講座の開催	・男女共同参画センターにおいて、様々なテーマにより、性別による固定的な役割分担意識を是正し、男女共に個性と能力を発揮し、共に責任を分かち合う意識づくりを行う講座を開催する。	・男女共同参画月間講演会 1講座（1回） ・県企画講座 1講座（1回） ・エンパワーメント講座 4講座（4回） ・人材育成講座 1講座（6回） ・防災講座 1講座（1回） ・コミュニケーション講座 1講座（1回） ・女性活躍推進 2講座（2回） ・男性の家庭参画講座 1講座（1回） ・ワーク・ライフ・バランス講座 1講座（1回） ・ハラスメント防止講座 1講座（1回） ・DV防止講座 2講座（2回） ・女性の健康支援 2講座（2回）	・男女共同参画月間講演会 1講座（1回） ・県企画講座 2講座（2回） ・エンパワーメント講座 4講座（4回） ・人材育成講座 1講座（4回） ・防災講座 1講座（1回） ・コミュニケーション講座 1講座（1回） ・女性活躍推進 2講座（2回） ・男性の家庭参画講座 1講座（1回） ・ワーク・ライフ・バランス講座 1講座（1回） ・ハラスメント防止講座 1講座（1回） ・DV防止講座 2講座（2回） ・女性の健康支援 2講座（2回）	3	
		4 結婚支援における男女共同参画意識の醸成	結婚を希望する人の出会いの場の創出支援や結婚を応援する機運の醸成などの市の結婚支援の取組において、男女共同参画の視点を取り入れた講座などを開催します。	人権・男女共同参画課	結婚セミナー等の開催支援	・結婚支援の講座等に男女共同参画の視点を持つ講師を推薦し、講座開催の支援をする。	・「夢先案内人」研修会の開催支援 ・結婚支援講座への講師の紹介	実績なし	4	
		5 広報ながのの情報紙等による啓発	広報ながの、情報紙（With You）、市政放送番組及び市ホームページ・SNSなどインターネットメディアの活用により、男女共同参画に関する情報を発信します。	人口増進課 マリッジサポート室	結婚セミナー等の開催	・結婚を希望する人や結婚を応援する人等を対象に、男女共同参画の視点を取り入れた講座等を開催する。	・婚活イベント&スキルアップセミナーの開催（計5回） ・ライフデザインゼミの開催支援 ・社会人ライフデザインセミナー（N-カジ）の開催（計3回） ・結婚応援ボランティア研修会の開催（計2回）	・婚活イベント&スキルアップセミナー 全5回のうち、3回開催 参加者数延べ106人 ※第4回・第5回は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止 ・ライフデザインゼミ 1回開催、参加者数74人 ・社会人ライフデザインセミナー（N-カジ） 全3回のうち、2回開催 参加者数延べ21人 ※第3回は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止 ・結婚応援ボランティア研修会 計3回開催（うち1回は出前講座） 参加者数延べ172人	5	
		6 男女共同参画週間の活用	国で定める男女共同参画週間に合わせ、重点的に啓発活動を実施し、男女共同参画意識の向上を図ります。	広報広聴課	男女共同参画の視点に立った広報活動の推進	・広報紙や市政放送番組等の広報活動を用いて、男女共同参画の啓発等の支援をする。	・広報ながのへの掲載（特集記事、くらしのチャンネル） ・市政ラジオ番組による広報活動（FMぜんごうじ）	・広報ながのへの掲載 ＝特集記事：1回（6月号） くらしのチャンネル：随時 ・市政ラジオ番組による広報活動（FMぜんごうじ）	6	
		7 市民参画型の意識啓発活動の支援	市民自らの発想に基づき、身近なテーマを話し合う講座やシンポジウムの開催を通し、市民参画型の意識啓発活動を支援します。	人権・男女共同参画課	男女共同参画情報紙「With You」の発行	・情報紙を用いて、男女共同参画についての啓発を行う。	・フリーペーパー（ながの情報）への掲載 年間3回発行（7月・11月・3月）	・フリーペーパー（ながの情報）への掲載 7月号 長野市男女共同参画講演会のご案内 11月号 令和2年度優良事業者表彰事業者の紹介 3月号 「スローガンは『Challenge』」 （AC長野パルセイロ・レディース）	7	
		8	国で定める男女共同参画週間に合わせ、重点的に啓発活動を実施し、男女共同参画意識の向上を図ります。	人権・男女共同参画課	男女共同参画月間の開催（6月23日～7月22日）	・国の「男女共同参画週間（6/23～29）」に併せて、より多くの参加者を促すため期間を一ヵ月（6/23～7/22）とし、啓発活動を実施する。	・国の「男女共同参画週間（6/23～29）」に併せて、より多くの参加者を促すため期間を一ヵ月（6/23～7/22）とし、啓発活動を実施する。	・長野市月間期間中に、市役所市民交流スペース、しなのきにて啓発パネル展示 ・講演会の実施（81人参加）	8	
		9	市民自らの発想に基づき、身近なテーマを話し合う講座やシンポジウムの開催を通し、市民参画型の意識啓発活動を支援します。	人権・男女共同参画課	「男女共同参画促進サポート事業」の実施 ・参画団体活動支援	・市民団体等の企画による男女共同参画に関するセミナーやシンポジウム開催を支援する。	・講座・講演会等開催支援（男女共同参画促進サポート事業）	・講座・講演会等開催支援（男女共同参画促進サポート事業） 実施1事業	9	

第四次長野市男女共同参画基本計画 実施事業一覧表

施策体系区分					実施事業				No.
基本的な方向	施策	具体的施策	内容	担当課	事業項目	事業概要	令和3年度 事業計画	令和3年度 実施結果	
I【学び】 男女共同参画を推進するための意識づくり	①男女共同参画意識の醸成	8 男女共同参画の視点に立った情報の発信	市の刊行物等の作成に当たり、男女共同参画の視点に立った表現の利用を図ります。	人権・男女共同参画課	ガイドラインの活用	・各所属において今後刊行物を発行する際、男女共同参画に配慮した表現をするためのガイドラインである「男女共同参画の視点からの広報の手引き」を活用するよう働きかける。	・庁内各所属に対しガイドラインの活用を働きかける。	グループウェア（ガルーン）へガイドライン「男女共同参画の視点からの広報の手引き」を掲載	10
				全課	市の刊行物等の作成に当たり、男女共同参画の視点に立った表現についての配慮をお願いします。				
	②働く場における男女共同参画の意識づくり	9 事業所における男女共同参画の啓発	職場内における性別による固定的な役割分担意識を是正し、男女共同参画について理解を深めるための取組を支援します。また、市役所において、男女共同参画の視点を市政に反映できるように、市職員を対象にした研修を充実します。	職員研修所	職場研修の実施	・男女共同参画の視点に立った行政を推進するために、職場研修の中で男女共同参画をテーマにした研修の実施を促し、日々の業務における意識の啓発を図る。	男女共同参画に関するテーマを含む職場研修の実施について周知する	男女共同参画に関するテーマを含む職場研修の実施（任意）について周知を行った。	12
				人権・男女共同参画課	講師の派遣	・各所属における職場研修開催に際し、担当課の要請により、当課職員を講師として派遣する。	・市役所の部課を対象に、相談指導員等職員による講習会及び啓発ビデオ鑑賞によりセミナーを開催する。	実績なし	13
				人権・男女共同参画課	男女共同参画セミナーの開催支援	・各事業所等からの依頼に応じ、職場内に生じている性別による固定的な役割分担意識の是正を図る内容のセミナーの開催を支援する。	・事業所を対象に、外部講師による講演会や人権・男女共同参画課職員による講習会及び啓発ビデオ鑑賞を実施することによる支援	・セミナー回数 2回 参加者数58人	14
	③地域・社会活動における男女共同参画の意識づくり	10 男女共同参画の視点に立った講座の開催	住民自治協議会等が開催する男女共同参画セミナーへの支援や公民館での男女共同参画について理解を深めるための講座の開催を通じて啓発活動を推進します。また、女性が市政や政策・方針決定の場に積極的に参画する意識の醸成を図ります。	人権・男女共同参画課	男女共同参画センター企画講座の開催	・男女共同参画センターにおいて、地域づくり等における男女共同参画の意識向上を図る内容の講座を開催する。	・人材育成講座 1講座5回	・人材育成講座 1講座5回 参加者数延べ34人	15
				人権・男女共同参画課	男女共同参画セミナーの開催支援	・住民自治協議会ははじめ各種団体等が行う、地域づくり等における男女共同参画の意識向上を図るセミナーについて、男女共同参画市民サポーターの協力を得るとともにその開催を支援する。	・外部講師による講演会や人権・男女共同参画課職員による講習会及び啓発ビデオ鑑賞を実施することによる支援	・セミナー回数 7地区11回 参加者数436人	16
				家庭・地域学びの課	男女共同参画の視点を取り入れた各種講座の開催	・市立公民館における男女共同参画の視点を取り入れた講座等の開催	・男女共同参画の視点を取り入れた人権学習講座等を開催する。	・3公民館において 11回開催 参加者 延べ100人	17
	④家庭における男女共同参画の意識づくり	11 家庭生活における男女共同参画意識の醸成	性別による固定的な役割分担意識に気付き、男女共同参画の視点に立った家庭生活・家庭教育が行われるよう、リーフレットなどを利用して啓発に努めます。	人権・男女共同参画課	男女共同参画センター企画講座の開催	・男女共同参画センターにおいて、家庭生活における男女共同参画の意識向上を図る内容の講座を開催する。	・男性の家庭参画講座 1講座 ・ワーク・ライフ・バランス講座 1講座	・ワーク・ライフ・バランス講座 1講座（1回）参加者数6人	18
				人権・男女共同参画課	男女共同参画セミナーの開催支援	・住民自治協議会ははじめ各種団体等が行う、家庭生活等における男女共同参画の意識向上を図るセミナーについて、男女共同参画市民サポーターの協力を得るとともにその開催を支援する。	・外部講師による講演会や人権・男女共同参画課職員による講習会及び啓発ビデオ鑑賞を実施することによる支援	・セミナー回数 7地区11回 参加者数436人【再掲】	19
				家庭・地域学びの課	男女共同参画の視点を取り入れた各種講座の開催(再掲)	・市立公民館における男女共同参画の視点を取り入れた講座等の開催	・男女共同参画の視点を取り入れた人権学習講座等を開催する。(再掲)	・3公民館において 11回開催 参加者延べ100人	20
	⑤教育・保育の場における男女共同参画の意識づくり	12 教育・保育関係者に対する男女共同参画の視点に立った研修の推進	教職員や保育士、幼稚園教諭等の男女共同参画についての理解を深めるための研修を実施します。	保育・幼稚園課	保育所・認定こども園における男女共同参画研修の実施	・保育士、保育教諭を対象とした男女共同参画の視点を取り入れた研修を実施する。	・公立園長研修会、男性保育士研修会等で男女共同参画の視点を取り入れた研修会を実施する。	・公立園長研修会、男性保育士研修会で男女参画の視点を取り入れた研修会を実施した。	21
				学校教育課	教職員を対象とした男女共同参画意識を含む人権教育講座の開設	・広く人権意識の向上を図るため、教職員を対象に研修を実施する。	・学校管理職(校長)人権研修(指定研修)を5月28日(金)に実施予定 出席予定者79名	・学校管理職(校長)人権教育研修 ―コロナ差別から見えてきたもの― を全小中学校校長を対象に5月8日に実施した。(参加者79名)	22

第四次長野市男女共同参画基本計画 実施事業一覧表

施策体系区分					実施事業				No.
基本的な方向	施策	具体的施策	内 容	担当課	事業項目	事業概要	令和3年度 事業計画	令和3年度 実施結果	
II【実践】 あらゆる分野 における男女 共同参画の実 践	⑥働く場にお ける男女共同 参画の促進	13 男女雇用機 会均等法等の 定着・促進	労働関連法をはじめとする労働に関する情報 を提供し、男女の雇用機会均等及び待遇の確 保等について、市内事業所の意識啓発を図り ます。	人権・男女共同参画 課	市内事業所への情報 提供	・市内事業所へ労働に関する情報を提供し、意識啓発 を図る。	・長野市企業人権教育推進協議会と連携して情報提供と 意識啓発を行う。	・新型コロナウイルス感染症感染防止の影響から、書 面決裁やウェブ会議になったことから、意識啓発を行 うことが困難であり、未実施となった。	23
				商工労働課	国・県等との連携によ る啓発	・労働局・職安・県からの事業所等への男女均等に関す る資料を市関係所属に配布すること等を通し、市内の事 業所への意識啓発を行う。	・男女雇用機会均等法等の周知・啓発資料を就職情報サ イト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パ ンフレットコーナーに配置する。	・男女雇用機会均等法等の周知・啓発資料を就職情報 サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商 工労働課パンフレットコーナーに配置した。	24
		14 働く女性の 出産・育児等に かかわる保護	関係機関と連携を図りながら、女性労働者が 妊娠中及び出産後も安心して働くことができる よう制度を周知します。	人権・男女共同参画 課	市内事業所への情報 提供	・市内事業所へ制度の情報を提供し、周知を図る。	・長野市企業人権教育推進協議会と連携して、情報を市内 事業所へ提供し、周知を図る。 ・市内中小事業者訪問は、新型コロナウイルス感染症の状 況を見ながら、計画する。	・新型コロナウイルス感染症感染防止の影響から、書 面決裁やウェブ会議になったことから、意識啓発を行 うことが困難であり、未実施となった。	25
				商工労働課	国・県等との連携によ る啓発	・労働局・職安・県からの事業所等への女性が妊娠中及 び出産後も安心して働くことに関する資料を市関係所属 に配布すること等を通し、市内の事業所への意識啓発を 行う。	・女性が妊娠及び出産後も安心して働くことに関する制度 等の周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとながの」か ら周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに配 置する。	・女性が妊娠及び出産後も安心して働くことに関する 制度等の周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごと ながの」から周知するとともに、商工労働課パンフ レットコーナーに配置した。	26
				商工労働課	子育て雇用安定奨励 金の交付	・仕事と子育ての両立推進のため、働きやすい雇用環 境づくりを支援する事業所に奨励金を交付する。	・子育てと仕事の両立支援の促進と奨励金周知のため、関 係機関へチラシを配付し、掲出してもらうように依頼する。	・子育てと仕事の両立支援の促進と奨励金周知のため 、関係機関へチラシを配付し、掲出してもらうように 依頼した。令和3年度奨励金交付実績2件	27
		15 女性の再就 職、能力発揮 に対する支援	結婚・出産・育児・介護等で離職したものの、 その後再就職を希望する女性に対して、情報 の提供や資格取得講座等の開催により、再就 職を支援します。	人権・男女共同参画 課	男女共同参画セン ター企画講座の開催	・結婚、出産等で一時仕事を中断した女性への再就職 に向けて、再就職に関わる知識や就業に関する意識付 けを行う講座を開催する。	実施しない。	未実施	28
				人権・男女共同参画 課	働く女性の家での講 座、セミナーの開催	・柳町働く女性の家及び南部働く女性の家において再 就職支援に関わる講座を開催する。	・再就職支援のための講座を柳町働く女性の家で51講座 延べ349回、南部働く女性の家で31講座延べ255回開催す る。	・再就職支援のための講座（就業支援、資格取得） 柳町働く女性の家 34講座 延べ232回 南部働く女性の家 23講座 延べ171回	29
				商工労働課	再就職を支援するイベ ントの開催	・結婚や出産等で一度は仕事を辞めた女性への再就職 に向けて、就職活動の進め方、社会保険制度等の再就 職に関わるセミナーを開催するとともに先輩社員の生の 声を聴くことができるイベントを開催する。	・結婚や出産等で一度は仕事を辞めたが、再就職を目指 している女性等を対象としたイベント「ママたちのお仕事フェ スタ」を開催する。	・結婚や出産等で一度は仕事を辞めたが、再就職を目 指している女性等を対象としたイベント「ママたちのお 仕事フェスタ」を開催した。（令和3年12月10日、 参加者33人）	30
				商工労働課	就労支援講座の開催	・勤労青少年ホーム及び中高年齢労働者福祉センター において、再就職に向けて就労支援講座を開催する。	・キャリア形成・就労支援のための講座を勤労青少年ホー ムで計10講座開催する。	・勤労青少年ホームにおいて、ファイナンシャルプラン ニング技能検定、色彩検定、実用ボールペン字講座 等を企画、開催した。（延べ参加者253人）	31
		16 農業経営へ の女性の参画 支援	農業経営への女性の参画を通じて、近代的な 農業経営を確立するため、家族経営協定の締 結を支援します。	農業政策課	家族経営協定締結拡 大の取り組み	・認定農業者認定業務等で、当該協定の締結が必要な 場合は、関係者が適切に締結できるように支援してい く。	・認定農業者認定業務等で、当該協定の締結が必要な場 合は、関係者が適切に締結できるように支援していく。	・認定農業者制度や新規就農支援制度において、夫婦 連名で認定又は交付を希望する方に向け、案内を実施 した。 ・3件の新規締結報告あり。	32
		17 農業の場 における女性リ ーダーの育成	地域のリーダーとなる人材育成のため「長野 市農村女性ネットワーク研究会」などが実施す る研修会や講習会の事業に対し、補助金の交 付等の支援を実施します。	農業政策課	女性活動グループへ の支援	・農業分野のリーダーとして地域で活躍する女性を育 成・支援するため、「長野市農村女性ネットワーク研 究会」の活動に対し補助金を交付する。	・長野市農村女性ネットワーク研究会への補助金の交付 (423,000円)し、活動を支援する。	・長野市農村女性ネットワーク研究会への補助金の交 付（423,000円）し、活動を支援。	33
				農業政策課	「長野市農村いきいき フォーラム」の開催	・長野市農村女性プランに基づき「くらし」、「農業経 営」、「地域社会」の3つの側面から男女共同参画を推進 するため「長野市農村いきいきフォーラム」を開催する。	・第28回長野市農村いきいきフォーラムの開催(2月) 事例発表2件 講演会	・新型コロナウイルスの感染拡大により開催中止	34
				農業政策課	「第四次長野市農村 女性プラン」の推進	・長野市農村女性いきいき活動推進協議会を設置し、 「第四次長野市農村女性プラン」に基づく目標を推進す る。	・長野市農村女性いきいき活動推進協議会の開催(年4 回) ・目標値の達成に向けて進捗状況を確認及び推進	・長野市農村女性いきいき活動推進協議会の開催 (年1回) ・目標値の達成に向けて進捗状況を確認及び推進	35
		18 起業家の育 成支援	女性の就業形態のひとつである起業向けの講 座を開催するとともに、起業に関する相談等 の支援に努めます。	人権・男女共同参画 課	働く女性の家での講 座、セミナーの開催	・柳町働く女性の家及び南部働く女性の家において起 業家育成支援に関わる講座を開催する。	・女性起業家支援のための講座を柳町働く女性の家で2講 座10回、南部働く女性の家で1講座5回開催する。	・女性起業支援のための講座 柳町働く女性の家 2講座 延べ10回 南部働く女性の家 1講座 延べ3回	36
				商工労働課	起業に関する講座の 開催	・勤労青少年ホーム及び中高年齢労働者福祉センター において、起業に関する講座を開催する。	・起業に関する講座を勤労青少年ホームで計2講座、中高 年齢労働者福祉センターで1講座開催する。	・勤労青少年ホーム及び中高年齢労働者福祉センター において、起業に関する講座を開催した。（延べ参加 者23人）	37

第四次長野市男女共同参画基本計画 実施事業一覧表

施策体系区分					実施事業				No.
基本的な方向	施策	具体的施策	内 容	担当課	事業項目	事業概要	令和3年度 事業計画	令和3年度 実施結果	
II【実践】 あらゆる分野 における男女 共同参画の実 践	⑥働く場における男女共同参画の促進	19 女性の職域拡大と管理職への登用	事業所に対し、女性の職域拡大と管理職への登用を促進します。また、市役所においても、女性職員の職域拡大と人材育成、管理職への登用を推進します。	職員課	人事における取り組み	・市の女性職員について、慣例にとらわれない柔軟な配置を進め、職域の拡大を推進する。 ・市の女性職員の管理職への登用を推進する。	・令和3年4月策定の「次世代育成支援対策推進法」「女性活躍推進法」及び「障害者雇用促進法」に基づく「【統合版】長野市役所特定事業主行動計画」では、管理的地位（課長相当職以上）にある職員の女性割合が令和7年度までに10%以上を目標としており、目標値に近づきよう、女性の管理職への登用の拡大を図るとともに、キャリアデザイン研修等を実施する。 ・J時差出勤やテレワークの導入等、女性の活躍推進に向けた取組を進める。	・令和4年4月1日現在 女性管理職の登用率（課長級以上） 4.88%（10人）	38
				職員研修所	派遣研修及びキャリアデザイン研修の実施	・派遣研修への参加の促進と女性職員向けのキャリアデザイン研修を実施し、能力の開発とキャリアアップの意識付けを図る。	・キャリアデザイン研修の実施 ・女性職員交流研修の実施	・キャリアデザイン研修の実施 12/13・14 61名 11/15 32名	39
				人権・男女共同参画課	優良事業者表彰の実施と公表	・性別にとらわれない職域の拡大や女性の登用等を積極的に進めている事業者を表彰し、公表することで啓発を図る。	・優良事業者の表彰 優良事業者賞・奨励賞 各々2社(者)以内 ・優良事業者の公表	・優良事業者表彰 優良事業者賞 2社 (株)ビー・クス・セリタホームズ(株) ・本市HP、男女共同参画情報紙With You（フリーペーパー11月号（前年度受賞事業者））への掲載	40
				商工労働課	国・県等との連携による啓発	・労働局・職安・県からの事業所等への女性の職域拡大と管理職への登用等に関する資料を市関係所属に配布すること等を通じ、市内の事業所への意識啓発を行う。	・女性の職域拡大と管理職への登用促進などの周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに配置する。	・女性の職域拡大と管理職への登用促進などの周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに配置した。	41
	⑦地域・社会活動における女性の参画の促進	20 住民自治協議会や区・自治会等への女性の参画の促進	住民自治協議会等の方針決定の場へ女性を積極的に登用するよう働きかけます。また、市民サポーターや地域の女性団体等の協力を得ながら、女性の参画意識の醸成や女性の参画しやすい環境づくりに努めます。	人権・男女共同参画課	住民自治協議会等への働き掛け	・住民自治協議会等に対し、女性参画や選択事務に関する説明を行い、地域での取組を促す。	・住民自治連絡協議会理事会においての説明	未実施	42
				人権・男女共同参画課	地域における男女共同参画の推進	・地域活動において女性が「意見を述べる場、意思決定の場」へ積極的に参画するための取組を行う住民自治協議会等に対し、支援する。	・外部講師による講演会や人権・男女共同参画課職員による講習会及び啓発ビデオ鑑賞を実施することによる支援	・セミナー回数 7地区11回 参加者数436人【再掲】	43
		21 審議会等への女性の登用の推進	市政に対する女性の参画機会を拡大するため、「附属機関等に関する指針」の徹底を図り、積極的に登用を推進します。	総務課	長野市附属機関等の設置及び運営等に関する指針の徹底	より幅広い分野から市政に参画してもらうと共に、女性の参画を積極的に進め「長野市男女共同参画基本計画」に基づき、女性委員の割合が40%以上になるよう努める。また、「長野市附属機関等の設置及び運営等に関する指針」に盛り込まれている20%以上の市民公募枠の確保を図り市民参画を積極的に推進する。	チェックリストの活用により、所管所属の「長野市附属機関等の設置及び運営等に関する指針」への意識定着に努めるとともに、推薦団体の意向等により目標値を達成できていないものについて、引き続き指針の趣旨を踏まえた対応を各附属機関の所管所属に促していく。	審議会等委員の選任時に、各附属機関の所管所属がチェックリストを作成することにより、長野市附属機関等の設置及び運営等に関する指針への意識定着が図られてきている。しかし、目標値を達成できなかった附属機関もあるため、引き続き各附属機関の所管所属に女性委員の登用を促していく必要がある。	44
				人権・男女共同参画課	審議会等への女性の登用の推進	・条例及び規則に基づき設置されている審議会等における女性の参画状況を40%以上となるよう推進する。	チェックリストの活用により、所管所属の「附属機関等の設置及び運営等に関する指針」への意識定着に努めるとともに、推薦団体の意向等により目標値を達成できていないものについて、引き続き指針の趣旨を踏まえた対応を各附属機関の所管所属に促していく。	合議時にチェックリストを活用し、事前にチェックを行う仕組みが定着し、多くの所属において適切なチェックが行われるようになってきている。令和3年度の附属機関への女性参画率は37.2%となった。	45
		22 女性リーダーの育成	地域・社会活動における女性のリーダーを育成するための講座等を開催し、活動を支援します。	人権・男女共同参画課	男女共同参画センター企画講座の開催	・男女共同参画センターにおいて、女性自らが地域・社会活動における方針決定の場へ参画することについて、その意識向上を図るための講座を開催する。	・人材育成講座 1講座5回	・人材育成講座 1講座（3回） 参加者数延べ26人	46
				人権・男女共同参画課	女性団体への支援	・女性の社会活動参画を図るため、各種女性団体の活動を支援する。	・登録団体、長野市地域女性ネットワークへの支援（男女共同参画に関する情報提供等）	・男女共同参画団体（4団体登録）、長野市地域女性ネットワークへの支援	47
		24 託児の場の提供	子育て中であっても、女性が地域・社会活動や学習等の機会が確保されるよう、託児の場を提供します。	広報広聴課	講座等の受講者に対する託児の提供	・市民会議等を開催する際に、託児の場を提供する。	・「ながの未来トーク」及び「みどりの見学」開催時に、託児を実施する。	・「ながの未来トーク」「みどりの見学」とともに、託児利用希望者がいなかった。	48
				人権・男女共同参画課	講座等の受講者に対する託児の場の提供	・男女共同参画センターでの各種講座の受講者に対し、託児の場を提供する。	・保育士による託児の場の提供	・すべての講座・講演会において託児実施の周知をしているが、1講座で託児を実施した。 託児数 2人	49
				商工労働課	託児の場の提供	・再就職を支援するイベントの開催時に託児の場を提供する。	・「ママたちのお仕事フェスタ」の開催時に託児の場を提供する。	・「ママたちのお仕事フェスタ」の開催時に託児の場を提供した。	50
				議会事務局	議会傍聴時の乳幼児一時預かりサービスの実施	・議会を傍聴するために一時預かり事業を利用して子どもを預けた場合、保育時間に応じた料金の全額を補助又は減免する。	・議会を傍聴するために一時預かり事業を利用して子どもを預けた場合、保育時間に応じた料金の全額を補助又は減免する。	利用者なし	51
				家庭・地域学びの課	講座等の受講者に対する託児の提供	・市立公民館や生涯学習センターにおける託児の場の提供	・講座・教室・イベントなどを開催する際には、託児の場の提供を行う。	・4公民館において 51講座 託児者述べ 220人	52

第四次長野市男女共同参画基本計画 実施事業一覧表

施策体系区分					実施事業				No.
基本的な方向	施策	具体的施策	内 容	担当課	事業項目	事業概要	令和3年度 事業計画	令和3年度 実施結果	
II【実践】 あらゆる分野 における男女 共同参画の実 践	⑧家庭にお ける男性の参 画の促進	25 男性の家 事・育児・介 護への参画の 促進	家庭における、男性の家事・育児・介護への参画を促進するため、各種講座・教室等を開催します。	人権・男女共同参画課	男女共同参画センター企画講座の開催	・男性の家事・育児・介護等への参画を促進する各種講座を開催する。	・男性の家庭参画講座 1講座	未実施	53
				人権・男女共同参画課	働く女性の家での講座・セミナーの開催	・柳町働く女性の家及び南部働く女性の家において男女共同参画に関する講座を開催する。	・男性の料理講座は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、開催は困難である。 ・子育てに関する講座を柳町働く女性の家で2講座4回、南部働く女性の家で2講座4回開催する。	・新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、すべて中止した。	54
				高齢者活躍支援課	老人福祉センター等での講座・セミナーの開催	・老人福祉センター等において、高齢者の健康づくりや生きがいづくりを目的とした各種講座を実施する。	・健康づくり、介護予防や認知症予防などを主眼とした講座を開催するほか、男性を対象とした料理教室、介護講座等を実施する。	・老人福祉センター等において「男性の料理教室」、「男性の体操教室」等を実施。 参加者延べ 1,201人（全て男性）	55
				地域包括ケア推進課	介護者教室の開催	・高齢者を介護している家族や近隣の援助者等を対象として、介護方法や介護サービスの利用方法等の知識・技術を習得させるとともに、介護者同士の交流を図る。	地域包括支援センター及び在宅介護支援センターへ業務委託により介護者教室を開催 年間62回開催予定	【開催実績】 地域包括支援センター及び在宅介護支援センターで実施 延べ回数 25回、延べ参加人数 287人	56
				健康課	マタニティーセミナーの開催	・保健センターにおいて、妊娠中の夫婦に対して妊娠・出産のための母体保護に関する知識の普及を図る。 ・NPOと協働で妊娠中の夫婦に対して妊娠出産のための母体保護に関する知識の普及を図る。	・動画による「マタニティー応援セミナー」を配信する。 ・「じゃん・けん・ぼん」及び「このゆびとまれ」において毎月1回日曜日に開催する。	休日 開催回数：24回 参加者数：583人（うち配偶者：287人）	57
				家庭・地域学びの課	男女共同参画の視点を取り入れた男性向け各種講座の開催	・市立公民館における男性の家事参加等を促進するための各種講座の開催	・「男性対象の家事をテーマにした講座」等を開催する。	1公民館において1回開催 参加者延べ9人	58
	⑨教育・保育の 場における男 女共同参画の 推進	26 男女共同参 画の視点に 立った教育・保 育の推進	男女共同参画の視点に立った性教育及び人権教育を推進し、一人ひとりの適性と個性を尊重した生徒指導・進路指導を推進します。また、男の子、女の子といった固定的な意識を植え付けないよう配慮し、個性や発達を尊重した教育・保育を実施します。	人権・男女共同参画課	男女共同参画セミナー（高等教育機関連携事業）の開催	・次世代を担う学生に男女共同参画を理解してもらうため、外部講師による男女共同参画セミナーを開催する。	・高等教育機関等において、学生を対象としたセミナーを開催する。	・セミナー回数 3校3回 参加者数278人	59
				保育・幼稚園課	一人ひとりを尊重した保育	・子ども一人ひとりの人権や発達を尊重した保育をするための研修を実施する。	・子どもの人権に配慮しながら、その子の発達を尊重する保育を実践するため「全国保育士倫理綱領」等を資料として研修を行う。	・子どもの人権に配慮しながら、その子の発達を尊重する保育を実践するため「教育・保育現場における人権を考える研修会」を開催した。	60
				学校教育課	性教育実施に向けた教職員の資質向上	・学校において児童生徒が性に関する正しい知識や意識を育むことができるよう、教職員の資質向上のための研修を実施する。	・児童生徒の心身の健康「SOSの出し方に関するネットトラブルと性教育」を11/5(金)に実施予定	・児童生徒の心身の健康 -SOSの出し方に関する教育・ネットトラブルと性教育- を11月5日に実施（参加者32名）	61
				学校教育課	能力、適性を尊重した生徒指導・進路指導の推進	・生徒一人ひとりの能力、適性や個性を尊重した生徒指導とそれを十分に生かした進路指導を行う。	・長野市キャリア教育支援懇談会の開催（年間3回開催の予定） ・キャリア教育に関する教職員研修講座の開催 ・教育センター研究委員会によるキャリア教育を視点とした授業研究と公開授業の実施 ・キャリア・パスポートの活用	・長野市キャリア教育支援懇談会の開催（年間3回開催） ・キャリア教育に関する教職員研修講座（年間1回開催） ・教育センター研究委員会によるキャリア教育を視点とした授業研究と公開授業の実施（年間5回開催） ・キャリア・パスポートの活用	62
				学校教育課	学校人権教育の推進	・市立全小・中学校を人権教育研究指定校とし、様々な差別や偏見をなくし、男女共同参画意識を含む豊かな人権感覚と実践力をもつ児童・生徒を育成する。 ・性教育も、人権教育における一つの課題として位置付けられており、各校において児童生徒の発達段階に応じた指導がなされている。	・市人権教育主任会や市立全小中学校指定の人権教育指定校研究において、教職員の意識向上を図るための研修を実施する。	・市立小・中学校の人権教育の取組について、学校の実情に応じた指導・助言を行った。 ・市立小・中学校の人権教育推進に関する経費の助成（一校あたり49,000円） ・新型コロナウイルス感染症に伴う差別問題に係る学校管理職研修の実施（参加者78名）	63
	⑩防災にお ける男女共同 参画の推進	27 防災にお ける女性の参 画の拡大 28 防災にお ける男女共同 参画の推進	女性の意見を反映させるため、長野市防災会議における女性委員の割合を高めます。 災害に関する各種対応マニュアル等について、男女共同参画の視点を踏まえ作成します。	危機管理防災課	長野市防災会議への女性委員就任	・長野市防災会議における女性委員の割合を高める。	引き続き女性の推薦について配慮いただくよう関係機関に周知する。	女性の推薦について配慮いただくよう関係機関に周知し、女性委員の人数は変化なし。	64
				危機管理防災課	災害に関する各種対応マニュアル等に男女共同参画の視点の反映	・各課に対して、災害対策本部各班個別対応マニュアル総括表等災害に関する各種対応マニュアルの作成・修正を依頼する際には、男女共同参画の視点を踏まえるよう周知していく。	各課に対して、各種対応マニュアルの作成・修正を依頼する際には、男女共同参画の視点を踏まえるよう周知していく。	災害に関する各種対応マニュアル等を作成・修正時には男女共同参画の視点を踏まえるよう各課へ周知した。	65

第四次長野市男女共同参画基本計画 実施事業一覧表

施策体系区分					実施事業				No.
基本的な方向	施策	具体的施策	内容	担当課	事業項目	事業概要	令和3年度 事業計画	令和3年度 実施結果	
Ⅲ【調和】 多様な生き方を実現するための仕事と生活の調和	①男女がともに働きやすい環境の整備	29 育児・介護休業制度等の活用促進	仕事と育児・介護を両立しながら働き続けることができるように、男女ともに取得できる育児休業・介護休業制度等の活用を促進します。また、市役所において、職員(特に男性職員)に対して、育児休業・介護休業制度等の利用を促進します。	職員課	市職員への育児・介護休業制度利用促進の働きかけ	・職場において、職員(男女ともに)が育児・介護休業を取得しやすい環境を醸成できるように、制度の周知等、利用促進について働きかけを行う。	・職員へ制度の周知を図るとともに事務分担の見直しや適正な人員配置を行い、育児休業や介護休業を取得しやすい職場環境を整える。育児サークルの実施(年1回、3月に実施予定。8月は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)に併せ、育児休業中の職員で希望する人に対し、Eメールによる情報提供を行う(3か月ごとに年4回の発行を予定)。	・引き続き全庁ネットワークに「職員ハンドブック」を掲示し職員に周知した。 ・育児休業中で希望する職員に対して、育児休業者の復帰準備や不安解消となるよう、市政や庁内の主な出来事をまとめた「育休だより」を、Eメールで配信した(計4回)。 ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため育児サークルは中止とした。	66
				人権・男女共同参画課	ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催	・仕事と家庭・地域生活が両立できる環境を整えるためのセミナーを開催する。	・男女共同参画月間講演会の開催 ・ワーク・ライフ・バランス講座 1講座	・男女共同参画講演会 期日：令和3年7月3日(土) 演題：「女性の活躍が日本を救う！」 講師：伊藤聡子さん(事業創造大学院大学客員教授) 参加者数：81人 ・ワーク・ライフ・バランス講座 1講座(1回)参加者数6人	67
				人権・男女共同参画課	優良事業者表彰の実施と公表	・ワーク・ライフ・バランスの視点から、男女ともに育児休業等を取得できる等、働く者がその状況に応じて多様で柔軟な働き方が可能である事業者を表彰し、公表することで啓発を図る。	・優良事業者の表彰 優良事業者賞・奨励賞 各々2社(者)以内 ・優良事業者の公表	【再掲】 ・優良事業者表彰 優良事業者賞 2社 株ビー・クス・セリタホームズ(株) ・本市HP、男女共同参画情報紙With You(フリーペーパー11月号(前年度受賞事業者))への掲載	68
				こども政策課	ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催	・男女がともに仕事と育児を両立できる環境の整備に向け、ワーク・ライフ・バランス推進の意識啓発を図るためのセミナーを開催する。	・男女共同参画月間講演会の開催(人権・男女共同参画課男女共同参画センターとの共催)：7月 ・長野市子育て支援事業所連絡協議会講演会の開催：時期等未定	・男女共同参画月間講演会：No.67に掲載 ・長野市子育て支援事業所連絡協議会講演会(R4.2.22開催)：参加者10名、動画再生回数20回	69
				商工労働課	ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催	・男女がともに仕事と育児を両立できる環境の整備に向け、ワーク・ライフ・バランス推進の意識啓発を図るためのセミナーを開催する。	・男女共同参画月間講演会の開催(人権・男女共同参画課男女共同参画センターとの共催)：7月 ・長野市子育て支援事業所連絡協議会講演会の開催：時期等未定	・男女共同参画月間講演会：No.67に掲載 ・長野市子育て支援事業所連絡協議会講演会(R4.2.22開催)：参加者10名、動画再生回数20回	70
	30 所定外労働時間短縮の促進		心身ともに豊かでゆとりのある生活を実現し、男女ともに仕事と家庭・地域生活の両立ができるように所定外労働時間の短縮について啓発します。また、市役所において、職員の時間外勤務の短縮を推進します。	職員課	時間外勤務の短縮	・職員の健康とワーク・ライフ・バランスの維持増進のため、時間外勤務の短縮を図る。	・勤務時間の正確な把握、労務管理の徹底を呼びかける。 ・所属単位の目標設定や所属単位のノー残業デーに取り組むことで、時間外勤務の短縮を進めるとともに、まずは長時間労働の解消を優先し、業務量の平準化に重点を置いた取組を行う。 ・年間を通じてノー残業デーには放送により周知を図り、安全衛生委員会等による庁舎内のパトロールを実施する。	・年度当初に時間外勤務の縮減及び適正管理の徹底の周知を図り、上半期及び年度末に実施状況を把握した。 また、ノー残業デーには庁舎一斉放送により、周知に努めるとともに、安全衛生委員会による職場巡視を年2回実施し、時間外勤務命令のない職員数を把握し、定時退庁するよう呼びかけた。	71
				職員研修所	職場研修の実施	・職場研修の中で仕事と生活の調和に向けて、事務事業の見直し、職務効率の向上による時間外の短縮に取り組む。	・業務効率の向上に資する研修の実施 ・キャリアデザイン研修(採用3年目職員・33歳・43歳)の実施	・階層別研修におけるタイムマネジメント・業務改善をテーマとした研修の実施 ・キャリアデザイン研修(採用3年目) 61人 キャリアデザイン研修(33歳) 32人	72
				人権・男女共同参画課	ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催	・仕事と家庭・地域生活が両立できる環境を整えるためのセミナーを開催する。	・男女共同参画月間講演会の開催 ・ワーク・ライフ・バランス講座 1講座	【再掲】 ・男女共同参画講演会 期日：令和3年7月3日(土) 演題：「女性の活躍が日本を救う！」 講師：伊藤聡子さん(事業創造大学院大学客員教授) 参加者数：81人 ・ワーク・ライフ・バランス講座 1講座(1回)参加者数6人	73
				人権・男女共同参画課	優良事業者表彰の実施と公表	・ワーク・ライフ・バランスの視点から、性別にとらわれず、働く者がその状況に応じて多様で柔軟な働き方が可能である事業者を表彰し、公表することで啓発を図る。	・優良事業者の表彰 優良事業者賞・奨励賞 各々2社(者)以内 ・優良事業者の公表	【再掲】 ・優良事業者表彰 優良事業者賞 2社 株ビー・クス・セリタホームズ(株) ・本市HP、男女共同参画情報紙With You(フリーペーパー11月号(前年度受賞事業者))への掲載	74
				こども政策課	ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催	・男女がともに仕事と育児を両立できる環境の整備に向け、ワーク・ライフ・バランス推進の意識啓発を図るためのセミナーを開催する。	・男女共同参画月間講演会の開催(人権・男女共同参画課男女共同参画センターとの共催)：7月 ・長野市子育て支援事業所連絡協議会講演会の開催：時期等未定	・男女共同参画月間講演会：No.67に掲載 ・長野市子育て支援事業所連絡協議会講演会(R4.2.22開催)：参加者10名、動画再生回数20回	75
				商工労働課	国・県等との連携による啓発	・労働局・職安・県からの事業所等への仕事と家庭・地域生活の両立のための所定外労働時間の短縮に関する資料を市関係所属に配布すること等を通し、市内の事業所への意識啓発を行う。	・仕事と家庭・地域生活の両立のための所定外労働時間の短縮等の周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとなが」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに配置する。	・仕事と家庭・地域生活の両立のための所定外労働時間の短縮等の周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとなが」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに配置した。	76

第四次長野市男女共同参画基本計画 実施事業一覧表

施策体系区分					実施事業				No.
基本的な方向	施策	具体的施策	内 容	担当課	事業項目	事業概要	令和3年度 事業計画	令和3年度 実施結果	
Ⅲ【調和】 多様な生き方を実現するための仕事と生活の調和	①男女がともに働きやすい環境の整備	31 多様な就労形態の促進	フレックスタイム制、短時間正社員制度、テレワーク等、ワーク・ライフ・バランスを可能とする多様な働き方について、事例を収集し、提供することにより普及を図ります。	人権・男女共同参画課	優良事業者表彰の実施と公表	・ワーク・ライフ・バランスの視点から、性別にとらわれず、働く者がその状況に応じて多様で柔軟な働き方が可能である事業者を表彰し、公表することで啓発を図る。	・優良事業者の表彰 優良事業者賞・奨励賞 各々2社(者)以内 ・優良事業者の公表	【再掲】 ・優良事業者表彰 優良事業者賞 2社 (株)ビー・クス・セリタホームズ(株) ・本市HP、男女共同参画情報紙With You (フリーペーパー11月号(前年度受賞事業者))への掲載	77
				商工労働課	国・県等との連携による啓発	・労働局・職安・県からの事業所等へのワーク・ライフ・バランスを可能とする多様な働き方に関する資料を市関係所属に配布すること等を通し、市内の事業所への意識啓発を行う。	・ワーク・ライフ・バランスを可能とする多様な働き方についての周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに配置する。	・ワーク・ライフ・バランスを可能とする多様な働き方についての周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに配置する。	78
				健康課	長野市子育て応援アプリ「すくすくナビ」の提供	・妊娠・出産、乳幼児期の子育てに関する情報提供やスケジュール管理等、子育てに役立つ機能をまとめた無料のスマートフォン用アプリケーションを配信するもの	・妊娠・出産、乳幼児期の子育てに関する情報を随時配信する	・妊娠・出産、乳幼児期の子育てに関する情報を随時配信した	79
	⑫仕事と家庭生活の両立支援	32 保育・児童育成に関する情報提供	子育て支援や保育・児童育成に関する情報について、各種ガイドブックやホームページ、ながのわくわく子育てメール子育て応援アプリ「すくすくナビ」等で情報提供します。	子育て支援課	様々な手段による子育て支援情報の提供	・ガイドブックやホームページによる子育てに関する情報を提供する。 ・妊娠・出産から子育てに関する基礎知識やアドバイス、市の子育て支援情報など定期的なメール配信する「ながのわくわく子育てメール」による、情報提供を行う。	・「子育てガイドブック」の発行(14,000部)、配布(市民窓口課、支所、保健センター等で、転入した子育て世帯や、出生あるいは妊娠の届出時に配布、希望者にも配布) ・「ながのわくわく子育て応援ブック」・「パパトライ(父親向け冊子)の配布(市民窓口課、支所、保健センター等で、希望者に配布) ・「ながのわくわく子育てLINE」により、妊産婦、パートナー、家族に対して情報配信を行う。	・子育てに対する不安を解消し、子どもを育てやすい環境をつくるため、子育てに関する各種サービス等を紹介する「子育てガイドブック」を発行した(14,000部)。 ・「ながのわくわく子育てLINE」により、妊産婦、パートナー、家族に対して情報配信を行った。(配信件数 マテニティ期:106人 子育て期:1,777人 合計1,883人)	80
				保育・幼稚園課	各種保育サービスの実施	・出産後、就労形態や様々なニーズに対応できるよう、乳幼児を対象に保育を実施する。	・多様な就労形態に対応するため、延長保育事業の継続 ・保育所等の認定こども園への移行を促進 ・市内にさらに1施設、病児保育施設を開設するため、医療機関等へ働きかけを行っていく。	・延長保育事業 公立6園、私立54園で実施 ・保育所から認定こども園への移行 私立3園(R4.4.1) ・病児保育施設の開設については、1つの医療機関で検討中となっている。	81
				子育て支援課	こども相談室による相談の実施	・こども相談室では、0歳から18歳までの子どもやその保護者などからの、様々な悩みや相談を受け付けるとともに、必要に応じて関係課、関係機関にもつなげる。	・こども相談室における相談の受付 ・ここにこ園訪問での相談	・相談受付 574件 ・ここにこ園訪問相談件数 延べ1,372件	82
				保育・幼稚園課	子育て相談等の実施	・地域子育て支援センター、こども広場、保育所及び認定こども園において、子育て不安の軽減、解消のために、子育てに関する情報提供等を実施する。	・地域子育て支援センター、こども広場、保育所及び認定こども園で、未就園児とその保護者に交流や遊びの場を提供し、子育てに関する情報提供及び育児に関する相談等を行う。	・地域子育て支援センター、こども広場、保育所及び認定こども園で、未就園児とその保護者に交流や遊びの場を提供した。ただし、新型コロナの感染拡大により、令和4年1月18日から令和4年4月17日までの間、全ての地域子育て支援センターとこども広場では相談業務を除き、臨時休業した。	83
				こども政策課	放課後子ども総合プランの推進	・小学生に対し放課後等に安全で安心な遊びの場及び生活の場において多様な体験活動、交流等の機会を提供する。 ・既存施設(児童館・児童センター)のほか小学校内施設(子どもプラザ)等を活用し、利用を希望するすべての児童の受入校区の拡大と実施施設の充実を進める。	・プラン登録児童数 8,335人(R3.5.1) ・延長拡大については、各校区のニーズに応じ導入する ・希望児童の受け入れ拡大については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ判断する ・老朽化する児童センター等の学校内への移転(プラザへの集約)の検討、準備を進める ・長沼児童センターの復旧建築工事を実施する	・プラン登録児童数8,335人(R3.5.1) ・延長拡大はニーズ調査を各校区で行い、1校区で実施した ・2校区で校外施設を休館・廃止し、校内施設へ統合した ・長沼児童センターが完成し、3月末から供用開始した	84
				保育・幼稚園課	ファミリーサポートセンター事業の実施	・子育ての手助けをしてほしい人(依頼会員)と子育てのお手伝いをしたい人(提供会員)の会員組織 ・会員同士をファミリー・サポート・センターが仲介し、子育ての相互援助活動を行う。	・入会説明会 13回 ・提供会員養成講習会実施 2回	・入会説明会 17回(105名) 新型コロナ感染防止により、個別入会説明51回(51名) 計156名 ・提供会員養成講習会実施 1回(7名) 予定していた2月の講習会は、まん延防止重点措置機関のため中止	85
				介護保険課	介護サービスガイドブック等の作成・配布	・介護保険を利用するための手続方法や介護保険で利用できるサービス事業者等の情報を冊子パンフレットにして配布する。	・「長野市高齢者サービスガイド」 配布数 6,800冊 ・「みんなのあんしん介護保険」 配布数 7,000冊	・「長野市高齢者サービスガイド」 配布数 6,800冊 ・「みんなのあんしん介護保険」 配布数 7,000冊	86
				介護保険課	ホームページ等による情報提供	・ホームページに介護保険を利用するための手続方法や介護保険で利用できるサービス事業者等を掲載したり、電子メールやFAXで情報の提供を行う。	・ホームページの更新(随時) ・事業者あてに情報を提供24回	・ホームページの更新(随時) ・事業者あてに情報を提供35回	87
				地域包括ケア推進課	地域包括支援センター等による総合相談支援事業	・地域包括支援センターに、保健師、主任介護支援専門員及び社会福祉士の専門職を配置し、在宅介護に関する相談に対して、適切なサービスや制度・機関へつなげる、又は、情報提供を行う等の支援を行う。 ・在宅介護支援センターは、身近な相談窓口として、地域包括支援センターの行う総合相談支援事業を補充する。	地域包括支援センターの運営 直営センター1か所 委託センター18か所+サプセンター1か所 在宅介護支援センター(プランチ)の設置 委託センター5か所	・サブセンターを含め20か所の地域包括支援センターと、5か所の在宅介護支援センターで相談事業を実施し、相談受付件数の合計は44,162件	88

第四次長野市男女共同参画基本計画 実施事業一覧表

施策体系区分					実施事業				No.
基本的な方向	施策	具体的施策	内容	担当課	事業項目	事業概要	令和3年度 事業計画	令和3年度 実施結果	
IV【尊重】 男女共同参画 の視点に立っ た人権の尊重	⑬ 配偶者等へのあらゆる暴力の根絶	38 配偶者等への暴力行為を許さない意識づくり	国の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に講座等を実施し、DVなど、配偶者やパートナーに対するあらゆる暴力行為を許さない社会づくりのための広報・意識啓発に努めます。	人権・男女共同参画課	男女共同参画センター企画講座の開催	・男女共同参画センターにおいて、「女性に対する暴力をなくす運動(11/12～25)」期間中にDV防止のための講座を開催する。	・DV防止講座 2講座	・DV防止講座【あいとぴあ主催講座サテライト】1講座 参加者数 2人	89
				子育て支援課	関係機関への周知	・国や県等、関係機関から依頼を受けて、配布物等を関係する機関へ送付し周知を行う。	関係機関から依頼を受けて、配布物等を関係する部・課や施設に配布する。	関係機関から依頼を受けて、配布物等を関係する部・課や施設に配布	90
		39 暴力に対する女性への危機管理に関する啓発	女性に対する暴力の現状について情報提供し、危機管理意識を高めるとともに、実際に被害にあったときの対処方法についての講座等を開催します。	人権・男女共同参画課	男女共同参画センター企画講座の開催	・男女共同参画センターにおいて、「女性に対する暴力をなくす運動(11/12～25)」期間中にDV防止のための講座を開催する。	・DV防止講座 2講座	・DV防止講座【あいとぴあ主催講座サテライト】【再掲】1講座 参加者数 2人	91
		40 被害を受けた女性やその子どもへの支援の充実	被害を受けた女性やその子どものために、関係機関と緊密な連携を保ち、被害者の立場を十分に考慮した対策を推進します。また、自立に向けた生活を送ることができるよう、関係機関と連携し、支援を行います。	人権・男女共同参画課	女性のための相談の実施	・暴力を受けている女性やその子どものために、関係機関と連携を図り、解決に向けた支援を行う。	・被害女性からの相談に基づき、自立に向けた生活を送ることができるよう、関係機関と連携しながら支援を行う。	・支援実施延べ件数 31件	92
				子育て支援課	被害女性等への支援	・被害女性からの相談に基づき、本人の意思を尊重しながら、自立に向けた生活を送ることができるよう、関係機関と連携しながら支援を行う。	女性相談員による相談の受付及び関係機関等と連携した支援の実施	支援実施延べ数6件 (緊急避難、一時保護、施設入所等)	93
				職員課	要綱に基づく環境づくりの働きかけ	・「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」に基づき、勤務環境づくりの実施を周知する。	・ハラスメント全体の防止のため、要綱を改正するとともにハラスメント防止のための職場環境づくりの実施を周知する。	・ハラスメント全体の防止のため、要綱を全部改正し、「長野市役所の職場におけるハラスメントの防止等に関する要綱」を策定した。部長会議及びGaroonお知らせ等で改正及び内容について周知した。	94
				職員研修所	各種研修機会での啓発	・研修機会をとらえて、セクハラ・パワハラなどに対する啓発を行う。 ・人権教育推進員、職場研修推進委員に対して研修を行う。	・職員研修の実施 ・人権教育推進員研修会への参加	・職場における人権教育研修の実施 ・企業人権教育研修講座への参加 9/7～10 24人 ・管理職研修(ハラスメントを生まない職場づくり)の実施 1/11 118人	95
		41 女性に対するあらゆるハラスメント防止対策の推進	職場等での女性に対するあらゆるハラスメント防止のための意識啓発に努めます。また、市役所において、人権と性を尊重する意識の醸成を図ります。	人権・男女共同参画課	男女共同参画セミナーの開催支援	・各事業所等からの依頼に応じ、職場内におけるセクシュアル・ハラスメントに関する内容のセミナーの開催を支援する。	・事業所等を対象に、外部講師による講演会や人権・男女共同参画課職員による講習会及び啓発ビデオ鑑賞によりセミナーを実施することによる支援 ・ハラスメント防止講座 1講座	・ハラスメント防止講座 1講座(1回) 参加者数22人	96
				人権・男女共同参画課	優良事業者表彰の実施と公表	・人権に配慮し、男女が共に働きやすい職場環境づくりのための積極的な取り組みを行っている事業者を表彰する。	・優良事業者の表彰 優良事業者賞・奨励賞 各々2社(者)以内 ・優良事業者の公表	【再掲】 ・優良事業者表彰 優良事業者賞 2社 (株)ビー・クス・セリタホームズ(株) ・本市HP、男女共同参画情報紙With You(フリーペーパー11月号(前年度受賞事業者))への掲載	97
				商工労働課	国・県等との連携による啓発	・労働局・職安・県からの事業所等へのハラスメント防止に関する資料を市関係所属に配布すること等を通し、市内の事業所への意識啓発を行う。	・ハラスメント防止についての周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに配置する。	・ハラスメント防止についての周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに配置した。	98
		42 男女共同参画センターの相談機能の充実	様々な悩みや問題を抱える女性のため、相談者に寄り添いながら、関係機関との連携により相談機能の充実に努めます。	人権・男女共同参画課	女性のための相談の実施	・男女共同参画センターにおいて、専門の女性相談指導員が常駐し、女性特有の悩みや不安等について相談を受ける。	・女性のための相談(電話・面接) 平日 9:00～16:00 毎月第2土曜日(電話のみ) 9:00～16:00	・女性のための相談(電話・面接) 平日 9:00～16:00 毎月第2土曜日(電話のみ) 9:00～16:00 相談件数 397件(電話355件 面接42件)	99
				人権・男女共同参画課	女性弁護士による女性のための法律相談	・県弁護士会との共催により、女性特有の悩みにおいて、法的な見解が必要とされる場合に、女性弁護士が相談を受ける。	・女性のための法律相談 毎月第2水曜日 10:00～12:00 申込 相談前日 8:30から電話にて受付(先着4人)	・女性のための法律相談 24件 毎月第2水曜日 10:00～12:00 申込相談前日 8:30から電話にて受付(先着4人)	100
		43 暴力を受けている人に対する相談機能の充実	被害を受けた(受けている)女性のための相談機能の充実を図るとともに、関係機関と緊密な連携を保ち、迅速に対応します。	子育て支援課	女性相談員による相談の実施	・子育て支援課及び福祉政策課篠ノ井分室へ女性相談員を配置し、相談業務を行うとともに、必要に応じ女性相談センターや警察等の関係機関と連携し支援を行う。	子育て支援課及び福祉政策課篠ノ井分室へ女性相談員を配置し、相談業務を行うとともに、必要に応じ女性相談センターや警察等の関係機関と連携し支援を行う。	・女性に係る相談件数1,755件(職員対応分含む) 内訳:子育て支援課分905件、篠ノ井分室850件	101
		44 労働相談機能の充実	雇用、待遇、セクシュアル・ハラスメントなど、労働に関する相談機能の充実に努めます。	商工労働課	労働相談の開設	・県社会保険労務士会北信支部等の協力を得て、雇用・待遇・セクハラなどの相談を行う。	・もんぜんぶら座の長野市職業相談室において、社会保険労務士による雇用・待遇・セクハラなどに関する相談を毎月1回開催する。	・もんぜんぶら座の長野市職業相談室において、社会保険労務士による雇用・待遇・セクハラなどに関する相談を毎月1回開催した。 令和3年度相談件数:19件 (令和2年度相談件数:9件)	102
⑮ 生涯を通じた女性の健康支援	45 女性の性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の啓発に努めます。中学、高校、大学等の生徒・学生を対象とした「性の出前講座」を実施します。また、「思春期ピアカウンセラー養成講座」を県と共催します。	人権・男女共同参画課	男女共同参画センター企画講座の開催	・男女共同参画センターにおいて、女性の心身の健康と権利の保持についての講座を開催する。	・女性的心と身体の健康講座 2講座	・働く女性の健康支援講座【女性就業支援全国展開事業】1講座 参加者数9人 ・女性的心と身体の健康講座 1講座 8人	103		
		健康課	性の健康教育出前講座	・小学校は保護者、中・高校は生徒に対し「性の出前講座」を実施する。	・保健師が講師となり、学校からの依頼により「性の出前講座」を実施する。	中学校:5校 (計995人)	104		

第四次長野市男女共同参画基本計画 実施事業一覧表

施策体系区分					実施事業				No.
基本的な方向	施策	具体的施策	内容	担当課	事業項目	事業概要	令和3年度 事業計画	令和3年度 実施結果	
IV【尊重】 男女共同参画 の視点に立っ た人権の尊重	⑮ 生涯を通じた女性の健康支援	46 生涯を通じての健康づくりの促進	生活習慣病等の早期発見・早期治療のための各種検診の充実などにより、女性のライフステージに応じた疾病の予防と健康の増進を促進します。	健康課	総合健康相談	・疾病予防と健康増進を図るため、健康に関する相談を実施する。	健診後、自分の健康状態に気づき、生活習慣改善に取り組めるよう、定例開催による健康・食生活相談の他、自分の食生活等が振り替えられる場を確保する。 定例開催の健康・食生活相談：14会場 156回/年	健康・食生活相談/ 144回 212人 (14会場、定例開催) 健康サポート相談会/15回 102人 (対象者選定し実施)	105
		47 女性特有の健康に関する相談機能の充実	女性の疾病予防と健康増進を図る健康に関する相談や妊産婦・乳幼児に関する相談を実施します。	健康課	妊産婦、乳幼児健康相談	・妊産婦、乳幼児の健康・育児に関する全ての相談窓口として実施する。	・市内15か所の保健センター、保健ステーション等を会場に実施する。 ・会場ごとの日程は、健康カレンダーに掲載する。	・妊産婦に関する相談： 858人 ・乳幼児に関する相談：5,169人 ・その他： 13人	106
		48 性感染症予防対策の充実	エイズや性感染症について、相談・検査を実施することにより、感染者の早期発見・早期治療に努めるとともに、予防意識について啓発します。	健康課	エイズ・性感染症相談	・エイズ・性感染症について、感染の不安のある者に対し、相談・検査を実施することにより、予防意識の啓発を行うとともに、感染者の早期発見・早期治療に結びつける。	・毎週火曜日の9時～11時、毎月第1火曜日の17時～18時40分にエイズ相談、血液検査を実施する。 ・HIV検査普及週間や世界エイズデーに合わせた夜間エイズ相談、検査を実施する。HIV検査普及週間は検査相談時間を拡大する。	・毎週火曜日（午前9時～11時）に実施。ただし、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、開設日数を減らして実施。HIV検査普及週間や世界エイズデーに合わせて、検査日の拡大はできなかったが、実施時間を午後に変更する等で実施。 検査実施日：15日 来所相談：71人 電話相談：103人 ・その他、相談は随時受け対応した。	107
	⑯ 困難を抱えた女性が安心して暮らせる環境の整備	49 ひとり親家庭のための環境整備	地域子ども・子育て支援事業等の利用におけるひとり親家庭への配慮や県等との連携による総合的な自立支援を推進します。	子育て支援課	ひとり親家庭への支援	・児童扶養手当の支給 ・子育て支援課及び福祉政策課篠ノ井分室への母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の生活相談、自立支援等の各種相談に応じ、悩み事の解決や自立を図る。	・児童扶養手当の支給 ・子育て支援課及び福祉政策課篠ノ井分室への母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の生活相談、自立支援等の各種相談に応じ、悩み事の解決や自立を図る。	・児童扶養手当の受給者 2,175人 ・ひとり親家庭に係る相談件数2,078件 (職員対応分含む) 内訳：子育て支援課分1,367件、篠ノ井分室711件	108
				観光振興課インバウンド・国際室	母語生活相談の実施	・日本語に不慣れな外国籍市民の家庭内の問題、病院の手続き、就職等についての相談に対応するため、母語(韓国語、タガログ語、タイ語、中国語、英語)による生活窓口を設置する。	・日本語に不慣れな外国人住民の生活相談に対応するため、長野市国際交流コーナーに、母語(韓国語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、中国語、英語)による相談窓口を設置する。	母語相談件数 1,563件	109
		観光振興課インバウンド・国際室	日本語教室の開催	・日本語に不慣れな外国籍市民に対し、ボランティア講師による日本語教室を開催し、地域コミュニティの一員として、安心して暮らすための支援を行う。	・日本語に不慣れな外国人住民の生活相談に対応するため、①長野市国際交流コーナーの日本語教室(水曜日と日曜日及び祝日を除く毎日) ②Zoomを使用したオンライン日本語教室	日本語教室(対面・オンライン) 参加者延数 2,057名	110		
		高齢者活躍支援課	おでかけバスポートによるバス利用促進及び社会参加支援	・70歳以上の市内在住者が利用する路線バス運賃の一部を、バス事業者と市が負担し、高齢者の積極的な社会参加を支援する。	・今後も安定した事業運営とするため、利用者・バス事業者・市の3者の運賃負担の在り方を検討して行くとともに、バスポートの発行者数の増加と使用率の向上を図って行く。	・新型コロナウイルスの影響が継続しているため、おでかけバスポートの使用率や利用回数の低調な状況が継続している。 ・長野市役所ロタリーにおいてバスの乗り方教室を実施し、ユーチューブに「おでかけバスポートの使い方、バスの乗り方」説明の動画を掲載するなど、使用率向上を図った。	111		
		高齢者活躍支援課	老人クラブ活動支援	・豊かな老後の生活及び明るい長寿社会づくりを図るため、老人クラブに補助金を交付し高齢者の自主的な社会参加を促進する。	・「単位老人クラブ」及び「長野市老人クラブ連合会」に補助金を交付し、高齢者の知識及び経験を生かした生きがいづくりと健康づくりのための自主的な社会活動を支援する。	・地域ごとの単位老人クラブ(203クラブ)に活動費を補助。 また、単位老人クラブの活動を支援・指導する長野市老人クラブ連合会に活動費を補助した。	112		
		高齢者活躍支援課	高齢者及び障害者の社会参画の促進、自立と暮らしを支える地域づくりの推進及び援助の拡充等に努めます。また、外国籍住民への交流事業や相談業務の充実にも努めます。	老人福祉センター等での各種講座開催、グループ活動支援及び地域福祉活動の場の提供	・高齢者の生きがいづくりや地域活動のきっかけづくりのための講座を開講し、健康づくり、介護予防や認知症予防などを主眼とした講座を開催するほか、ボランティア活動や世代間交流等高齢者の地域活動の拠点とした事業を実施する。	・老人福祉センター等20施設で以下のとおり実施。 生きがいづくり講座 2,336回 30,628名 地域福祉活動 496回 4,200名 グループ活動 3,603回 33,101名	113		
		高齢者活躍支援課	地域リーダー育成	・県立大学、信州大学との連携による「ながのシニアライフアカデミー」を開講し、地域における指導的役割を果たす人材(地域リーダー)を育成する。	地域課題解決力を養う「地域マネジメントコース」と健康づくり実践力を養う「健康マネジメントコース」を設け、社会で活躍し豊かなまちの実現に貢献できる人材を育成するための講義を実施する。	地域マネジメントコース、健康マネジメントコースに分かれて講義を実施した。 受講生 1年生 28名 (女性18名 男性10名) 2年生 26名 (女性16名 男性10名)	114		
		地域包括ケア推進課	地域包括支援センター等による総合相談支援事業	・地域包括支援センターに、保健師、主任介護支援専門員及び社会福祉士の専門職を配置し、在宅介護に関する相談に対して、適切なサービスや制度・機関へつなげる、又は、情報提供を行う等の支援を行う。 ・在宅介護支援センターは、身近な相談窓口として、地域包括支援センターの行う総合相談支援事業を補完する。	・高齢者の福祉、保健、医療等に関する相談支援 ・高齢者の権利擁護、虐待に関する相談支援	市内地域包括支援センター及び在宅介護支援センターの相談受付数の合計は44,162件 うち、高齢者の権利擁護、虐待に関する相談件数は2,896件(高齢者虐待・成年後見制度・消費者被害の項目から)	115		
		障害福祉課	障害者のための相談支援事業	・障害者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、その他の便宜を図るとともに、虐待の防止や権利の擁護のために必要な援助を行う。	・長野市障害者相談支援センター等を設置するなど、障害者の自立と暮らしを支える地域づくりの推進に努める。	障害者、障害児、権利擁護(虐待防止・差別解消)に係る相談支援センターをそれぞれ設置し、センター専従の専門員による相談支援事業を実施 ・相談件数 17,899件	116		
		障害福祉課	障害者総合支援法による訓練等給付事業	・就労を希望する障害者に対して、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や、就労の機会を提供する。	・各々の適性に応じた支援計画を基に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や就労の機会を提供することで、障害者の社会参画の促進に努める。	・就労移行支援 216人 ・就労継続支援A型 188人 ・就労継続支援B型 1,198人 ・就労定着支援 74人	117		